

令和7年度

# のびのびフレンドリースクール 児童募集要項

## I のびのびフレンドリースクール（小規模校特別転入学制度）

### 1 制度の趣旨と目的

自然環境に恵まれた本市郊外の小規模な小学校（以下、小規模特認校という）において、市街地に居住する児童と郊外に居住する児童が交流することにより、自然を愛する心、他人を思いやる心などの豊かな人間性を培い、健康・体力の増進を図るとともに、自ら学び・考え・行動する確かな学力を身に付けることを目的としています。

### 2 制度の考え方

本制度は、指定学校変更許可手続きにより、あらかじめ指定した学校（※）ではなく、小規模特認校での就学を可能とするものです。

児童の募集は、小規模特認校の教育指導体制や公共交通機関を利用した通学方法などを十分考慮したうえで、単年度ごとに行っており、教育委員会が制度の趣旨や目的に沿った教育的効果が期待できると判断した場合に限り、小規模特認校での就学を認めます。

令和7年度より小規模特認校での就学を希望する場合は、以下の「Ⅱ 就学の条件」や「Ⅲ 申込みから就学決定までの流れ」をご確認のうえ、お申込みください。

（※）本市では、住所地ごとに定めた通学区域に基づき、就学する学校を指定しています。

#### 【令和7年度の小規模特認校と募集定員】

小規模特認校	所在地	電話番号	定員*
柄杓田小学校	門司区大字柄杓田 1002 番地の1	093-341-8734	10人程度
合馬小学校	小倉南区大字合馬 304 番地	093-451-1011	30人程度
河内小学校	八幡東区河内一丁目 7 番 2 号	093-651-1982	10人程度

\* 前年度からの継続希望者を含む

（参考）令和6年度の学級数および児童数

（令和6年5月1日現在）

校名等	学年	学年						合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
柄杓田 小学校	学級数	1	0	1		1		3
	児童数	3	0	4	1	6	5	19
	うち特認児童数	0	0	1	0	4	3	8
合馬 小学校	学級数	1	1	1	1	1	1	6
	児童数	9	4	14	10	10	10	57
	うち特認児童数	5	3	8	6	8	5	35
河内 小学校	学級数		1		1		1	3
	児童数	2	1	1	2	4	4	14
	うち特認児童数	2	1	1	2	3	3	12

## II 就学の条件

児童及びその保護者が小規模特認校での就学を希望する場合、以下に示す条件について考慮のうえ、制度の趣旨や目的に沿った適当なものであるかどうか、面談を行い、判断します。（※詳細は「Ⅲ 申込みから就学決定までの流れ」を参照）

### I 基本条件

- (1) 令和7年4月1日時点で、児童及び保護者がともに北九州市内に居住していること。
- (2) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで通年で通学すること。
  - ▶ 小規模特認校では、年間計画に基づいた教育活動（のびのびカリキュラム）を行っており、1年間を通した通年で学習を想定しているため、途中転入や一定の期間に限定した短期間の転入学は認められません。

### 2 通学条件

- (1) 原則として、公共交通機関を利用し、自力で概ね1時間以内（片道）で通学できること。
  - ▶ 公共交通機関の乗り継ぎに要する時間、通勤・通学のラッシュ時などに要する時間も含まれます。
- (2) 保護者が児童の自力通学に関して責任を負い、その費用を負担すること。
  - ▶ 送迎バスや交通費の補助等はありません。

### 3 小規模特認校・地域に対する理解と協力

- (1) 小規模特認校の教育活動や地域行事等について、理解と協力ができること。
  - ▶ 特色ある様々な教育活動は、地域や保護者の方々のご協力により成り立っています。

#### 【留意事項】

- ☞ 通学における児童の身体的負担が大きいと思われる場合は、必要に応じて公立病院の医師の診断書の提示を求めることがあります。診断書を提出いただけない場合や診断書の内容から教育委員会が通学困難と判断した場合は、転入学が認められません。
- ☞ 教育委員会が、教育的な効果を得ることが困難と判断した場合や生活・学習指導面等での特別な配慮が必要と判断した場合は、就学が認められません。
- ☞ その他、教育委員会が就学を不相当と判断した場合は、就学が認められません。
- ☞ 就学を許可した後に、申告内容と実態が異なる場合や本制度の目的に合わない事由が生じたと認められた場合は、指定校変更許可を取り消すことがあります。
- ☞ 公共交通機関は、運行ダイヤ、乗り場、運賃等に変更が生じる可能性があります。こうした変更が生じた場合でも、通学に関して、送迎バスや交通費の補助等はありません。

### Ⅲ 申込みから就学決定までの流れ

#### 1 見学・申込み

【期間】令和6年10月29日(火)～12月2日(月)(期限厳守)

##### (1) 小規模特認校への見学(必須)

- ・事前に対象校へ電話連絡で申込みし、児童同伴による見学を行ってください。
- ・見学時に、申込書又はオンライン申請用QRコードを受け取ってください。  
※申込書は小規模特認校以外では配布していません。  
※オンライン申請は、新1年生のみ可能です。

##### (2) 申込書の記入・提出

新1年生

【提出先】①オンライン申請

②住所地の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談コーナー」

▶ 受付時間は、8時30分～17時までです。(土日祝除く)

新2～6年生

【提出先】現在在籍している学校

▶ 受付時間は、8時30分～17時までです。(土日祝除く)

#### 2 児童・保護者面談

【日時】①令和6年12月23日(月)15時～18時

②令和6年12月24日(火)9時～18時

③令和6年12月25日(水)9時～18時

④令和7年1月8日(水)予備日

いずれかの日で  
1人あたり15分程度

【場所】小倉北区役所 庁舎内

日時・場所等詳細は、12月13日(金)までに教育委員会から電話連絡します。

※定員を大幅に超過し、教室の確保等に影響がある場合のみ、1月中旬頃公開抽選を実施します。

#### 3 結果通知・指定校変更手続き

##### (1) 結果通知(1月下旬頃)

新1年生

申込書記載の住所宛てに、郵送で通知します。

新2～6年生

現在在籍している学校を通じて、通知します。

##### (2) 指定校変更の手続き

【期間】結果通知～令和7年2月12日(水)

【場所】住所地の区役所保健福祉課「子ども・家庭相談コーナー」

▶ 受付時間は、8時30分～17時までです。(土日祝除く)

##### 【問合せ先】

教育委員会 企画調整課 担当：二村、富田

TEL:093-582-2357(直通)